(一)　第538号　昭和27年9月25日 第三種郵便物認可　THEMIIKE　【毎週日曜発行】　昭和33年（1958）8月15日（金）

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町二
電話3033番
編集兼発行人　境　孜

二万一千円を諒解す

組合、分割払いの実害阻止を推進

賃金百日ストのあとを受けた期末手当闘争は、七月二十八日附で「越畠・長期闘争態勢の確立」についての第六号指令が発令され、緊急な闘争推進が三池でも積極的に展開されたが、二万一千円で八月四日、遂に妥結するに至つた。その後、これらの経過が、三鉱連オルグ炭労オルグなどの報告によつて漸やく明らかにされたので、会議に出席した灰原書記長から、第六回中央委員会（於・労働会館、八月九日）にその内容が報告された。中央委員会では「分割払い」についての質疑をはじめとする討論が活発にかわされたが、最終的にこれを承認、決定した。

妥結に至つた経過

1、三池が「長期闘争・越畠を辞せず」という態勢の再確立に全力をつくしているころ、重点ストに突入中の住友赤平鉱では、われわれの予想した以上の激しい攻防が行われていた。

2、赤平鉱の経営者は、支部闘争本部に自然発火の危険を執拗に訴え、保安出炭を強請しながら、一方では札幌鉱山保安監督部に「保安出炭の勧告」を発令させ、スト破りを雇い入れ、炭労派遣中執の交渉参加を一方的に拒否したうえ、札幌地方裁判所岩見沢支部に「立入禁止の仮処分」を申請した。

3、炭労中闘は、自然発火の阻止は密閉実施でゆくという基本方針を再確認し、このような赤平経営者の独善打破を第七号指令（八月一日付）で決意した。

4、炭労本部（古賀事務局長・諏山給与部長）は、住友本社に強硬な抗議をおこない、労働省労政局長の勧告にたいしては、「不介入」を逆に要求し、阿具根・阿部参議らは炭労政治局長の立場から通産大臣ならびに保安局長に厳重な抗議（地方保安監督部の不当介入について）をおこなつた。

5、現地では、このような挑戦を断固排撃するために、道炭労傘下各支部からの精鋭行動隊二百名の動員を組織し、現地交渉を申し入れた。

6、その結果、赤平経営者はようやく反省の色をみせ、(1)岡本所長が期末手当早期解決のために八月二日一便で上京し、積極的に努力する。(2)岩見沢支部への立ち入り禁止の仮処分申請は撤回。(3)払進行のためのスキヤツプはおこなわない、などを確約するに至つた

7、このような背景で、炭労中闘は、もつとも危険な二切羽のみの保安出炭を一応認める、第八号指令を八月二日付で発令した。

8、その後、石炭経協より団交開催の申し入れがなされ、一万七千円の提示があり、引きつづき断続的な交渉が精力的に展開され、三日午前十時半一万九千円が出され、ついに二万一千円が四日午前五時半に社長会議を経て、最終的なものとして提示されるに至つた

9　炭労はこれを戦術委員会であらゆる角度から討議し、不満ながらこれを諒解することに決し、午前六時半「スト中止」を発令したのである。

10　以上の情勢は、炭労が賃闘に引きつづいて住友資本を一社重点に選んだ戦術効果の最大限を示すものであるし、額についてはもちろん不満ではあるが、これ以上の闘争が徒らな長期戦となる場合の内部の実態をも考慮し、三鉱連に対する「分割払い」という一点については対角線交渉を以て解明することにして、妥結を決意したわけである。三鉱連は、「分割払い」についての反発を対角線交渉の中で鋭どく敢行し、経営の責任を追及したが、会社側の説明を完全に諒解するということではなく一時払い（人当一万五千円のみ会社支出、残額は組合立替えとする）の実施とその実害の阻止で当面をのり切ることにしたのである。

期末手当重点スト　カンパ返済について

炭労傘下全組合員一人の負担額七二〇円ときまり、三池支部の負担額は一一、三七一、六八〇円と決定され、早急に拠出を要請されているので取り敢えず、十四日に支払う期末手当の中から一率五〇〇円を仮払いの形で差引き残額は組合より一時立替えでカンパの処理をし、九月十五日給料日に精算をします。精算方式は七二〇円の五〇％を一率とし、五〇％を所得率によつて計算します。（組合費徴収方法と同じ）この場合低額所得者で五〇〇円に達しない人は組合費で相殺します。

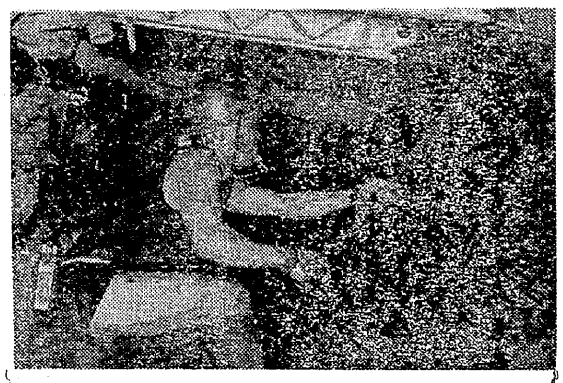

カツペ切羽にて

ツルでこつこつ天盤をたたくと
投げつけるように　硬炭だ
しにものぐるいで
カツペを伸ばしても伸ばしても
コールカツターの
どんらんさには追つつけない。
しぶきと炭塵で塗りたてられ
皮膚感覚は脱落しているが
暗い濃密な空気のなかで
不安感は
神経に錐をつきたてる
枠がまたきしむ
どこかで山鳴りの音がする

分割払いの問題点

前進

―PRをハネかえせ―

われわれの期末手当は「分割払い」という異例のものとなつた。

いうまでもなく、昨年の賃金妥結額一、三〇〇円にたいし、今春の一〇〇日ストの激闘がようやく七七〇円にすぎなかつた直後であつたため、夏の期末手当は、闘いのはじめから、労使双方の非常な注目を浴びていたことは周知のとおりである。

すなわち、われわれは、期末手当の性格をいわゆる単なる「一時金」ではないことをあらためて明確にし、同時に期末手当闘争が賃金一〇〇日闘争の延長となることが必至だと確認しあつたわけであるが、そのため賃闘でも重点ストに入つて問題（自然発火）となつた住友傘下の七山を引続いて一社重点ストに突入せしめ、戦術効果の最短コース発起をねらい「不況のシワ寄せ」をハネ返すための闘いをがつちり組みあげたのである

さて、闘争経過は本号に報道されているとおりであり、われわれは「越畠・長期闘争態勢」の決意と行動とにより、とにかく敵の制圧を排して二二、〇〇〇円を獲得することができたが、なかんづく住友赤平における攻防は、道炭労傘下の精鋭により白熱的な高まりをみせ、炭労としての統一闘争態勢をさらに一歩前進させることとなつたのである。

しかしながら、一方「分割払い」は、わが三鉱連にたいして必死にかけられた攻撃であり、文字どおりまつたくの異例となつたわけである。

われわれは、中央委員会での討議を基礎に、今回の経験をこんどの闘いの糧にしなければならないが、とりあえずその主要な問題点をここに提示したい。

第一に、「分割払い」が明らかな不況宣伝につながつてるということの確認が大切だということである。つまり、三井鉱山のみが「分割払い」であることが、企業意識のもりあがりとなり、日常闘争のブレーキとなることを会社側として企図していることは余りにも当然だからである。

さて、それでは、三井鉱山の賃金ぐりが実際にはどうなつているのか？ということになるが、三鉱連中執は対角線交渉で示された会社側の賃金ぐりの困難さということを、もちろんそのまま確認したわけではなかつた。

三鉱連中執は、(1)将来は別として現段階での分割払反対闘争の実際的な困難さを分析し、(2)実際には一時払いとすることによりPRに利用される実害の一半を抑制し(3)爺前の支給をとにかく確立し、(4)将来の闘争を組織するための方針を検討し、(5)山元の組合立替金の利用の処理を中央責任とするという方針で、ここを乗り切ることにしたが分割払いはあくまで完全に経営責任であり、労働組合の責任などでは全くないことが前提であり、その責任を激しく追及したのであつた。

したがつて、われわれは「分割払いが出されてから反対するのでは遅い」という意味で不断の経営監視を今後一段と具体的に強化しあくまで、会社がねらうPRの実害だけは阻止することに全力をかけなければならない。

第二は、「分割払い」や「賃金遅配」などは、「クビ切り」「希望退職募集」その他と共に資本の攻撃点として、明らかに「不況下の労働運動」におけるわれわれの側の主要な問題点だ、ということの再確認である。

すなわち、期末手当の性格を、単なる一時金以上のものとして把握するなら「金額」と「支払方法」は、とくに、同列に置いてたたかうべき指標だからである。金額のみが統一闘争できめられても、支払方法が企業運毎にマチマチとなるなら、やがて統一闘争に決定的な支障を来たし組織上の波紋となることが必至だということは余りにも見易い道理だからである。

そして、実にそれこそが、資本の側の最大目標であるにちがいないのだ。

われわれは、これと対決するため、来たるべき炭労臨時大会で明確な方針を確立し、あくまで炭労の統一闘争を守り抜く決意を固めなければならない。

率直にいつて、中央委員会での討議もこの辺に集中され、多大な不満が支配的であつた。

とまれ、今次賃闘自己批判でも未解決となつている「不況下の労働運動」についての大衆討議を、今回の「分割払い」を契機に一層徹底するならば、われわれは、失うものより学びとるものをヨリ多大なものとすることができると確信するものである。

本社第一会議室での団交　（右側は組合）

回答に誠意みえず

難航の機械化合理化団交

一方的な会社回答

八月七日第一回団体交渉で組合より要求の説明を行つた。会社より若干の質疑事項を受けた。その中で特に会社は、機械化に直接関係あるものだけに限定して、一般的な福利、その他の事項は切離すこと、さらに全般的要求は機械化とは関係ない事項であると主張を繰返した。

八月八日には三川鉱の本層下終掘による十三御部内移動の労働条件人員配置等支部交渉をすすめざるを得ない情勢があり、三川支部としても、それに関係する三十二項目要求を提案していたので、本交渉を九日まで中断し、ここに八月九日午後一時、団交再開、組合要求に対する会社の一次回答が次のような骨子でなされた。

(1)基本的事項については、三鉱連本店間の団交で会社が当初主張した非常に狭い範囲で機械化問題を解決すること。

(2)具体的要求については、直ちに支部鉱所間で話合うこと、特に八、九項目についての労働強化や減収するものの要求については、全面的拒否の立場で支部鉱所間で話合い、一方的に会社案を押しつけようと考えていた。

(3)全般的労働条件については、雨漏れ手当、結核病棟設立及び仕繰夫直間夫区分の懸案事項のみ継続審議として交渉する。その他の要求は、今回は切離し別交渉としたいという趣旨を回答した。

組合は直ちに別室協議を行い、今後の交渉の進め方を検討し、会社に議事運営の再考を促し解決の具体的方針の回答を迫つた。

同日午後九時に至り、会社は解決のための考えとして、次の回答をして来た。

(1)例へば労働強化や、労働条件の低下するものの減収については、当初主張していた加給や減収は行わないという考え方を撤回する。

(2)転換料も絶対に支給しないということであつたが、従来の慣行による酒肴料は話合つてきめる

(3)全般的労働条件要求事項については、懸案事項要求以外も協議をする。

以上の会社態度を組合として検討した結果、抽象的である会社の態度を明確にするためにも、一応分科会形式で交渉をすることにし、八月十日午後一時から宮浦、四山三川、港務、本部および本所、製作の五つの分科会で本部交渉、支部交渉事項に別けて同時の継続協議にはいつたのである。

その交渉経過は、

(1)本部交渉、会社は結核病棟その他三項目について具体的な質問事項をなし、一時別室協議をする。

午後八時三十分再開して会社回答を受けたが、その主な点は、

㋑機械化要求の基本要求は第二回団交と同じ

㋺労働条件については、全面的に従来通りの態度から一歩も前進せず映画施設にあつては一部の講堂における映画上映を廃止せざるを得ないという条件引下げの逆提案をなしてきた。

以上の回答に接し各項毎に質問をなし、この回答が機械化を実施する会社の誠意あるものと考えられないし、要求審議にあたつても調査を十分なされないまま回答している態度について徹底的に追及し、反省をもとめ再考慮を要求した。

(3)支部交渉経過、本部交渉と同時交渉にはいつたものの、組合の要求事項の説明、会社の検討、など継続交渉したが、宮浦、四山、港務支部の、とくに人員計画をめぐる交渉に難点を示し、会社はその交渉にあたり、会社の提案をあくまで固執していること。なお労働強化にはならないということなどをくりかえし回答するのみで、前進のきざしは認められない状況にある。

るとともに、人員計画、施設、賃金で解決する方法があることを含めて、支部鉱所間にて具体的に協議する。

(2)転換料も絶対に支給しないということであつたが、従来の慣行による酒肴料は話合つてきめる

(3)全般的労働条件要求事項については、懸案事項要求以外も協議をする。

以上の会社態度を組合として検討した結果、抽象的である会社の態度を明確にするためにも、一応分科会形式で交渉をすることにし、八月十日午後一時から宮浦、四山三川、港務、本部および本所、製作の五つの分科会で本部交渉、支部交渉事項に別けて同時の継続協議にはいつたのである。

その交渉経過は、

(1)本部交渉、会社は結核病棟その他三項目について具体的な質問事項をなし、一時別室協議をする。

午後八時三十分再開して会社回答を受けたが、その主な点は、

㋑機械化要求の基本要求は第二回団交と同じ

㋺労働条件については、全面的に従来通りの態度から一歩も前進せず映画施設にあつては一部の講堂における映画上映を廃止せざるを得ないという条件引下げの逆提案をなしてきた。

以上の回答に接し各項毎に質問をなし、この回答が機械化を実施する会社の誠意あるものと考えられないし、要求審議にあたつても調査を十分なされないまま回答している態度について徹底的に追及し、反省をもとめ再考慮を要求した。

(3)支部交渉経過、本部交渉と同時交渉にはいつたものの、組合の要求事項の説明、会社の検討、など継続交渉したが、宮浦、四山、港務支部の、とくに人員計画をめぐる交渉に難点を示し、会社はその交渉にあたり、会社の提案をあくまで固執していること。なお労働強化にはならないということなどをくりかえし回答するのみで、前進のきざしは認められない状況にある。